

議 案 第 26 号

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例制定の件

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例

(摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第1条 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年摂津市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士(」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の  
29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正  
する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力  
を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成  
26年摂津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「保育士(」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の  
29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正  
する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力  
を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第3条 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和

7年摂津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条、第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに乳児等通園支援事業の」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第23条中「保育士(」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の)」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条第1号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第103号)」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成18年大阪府条例第88号)

第26条第3号を削り、同条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」を「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年摂津市条例第24号)」に改め、同号を同条第3号とする。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条（摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第23条の改正規定を除く。）の規定は、令和8年4月1日から施行する。